

上尾市訓令第 1 2 号

本 出 先 機 関

上尾市食育推進計画庁内連携会議

上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議

上尾市食育推進計画庁内連携会議設置規程及び上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市食育推進計画庁内連携会議設置規程及び上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議設置規程の一部を改正する訓令

(上尾市食育推進計画庁内連携会議設置規程の一部改正)

第 1 条 上尾市食育推進計画庁内連携会議設置規程（平成 2 4 年上尾市訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部子育て支援センター 子ども未来部保育課」を「こども未来部子育て支援センター こども未来部保育課」に改める。

(上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議設置規程の一部改正)

第 2 条 上尾市新型インフルエンザ等対策推進会議設置規程（平成 2 6 年上尾市訓令第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部次長」を「こども未来部次長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。